

第 10 号議案

財産区の財産の管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の件
財産区の財産の管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を次のように
制定する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

財産区の財産の管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例
財産区の財産の管理及び処分に関する条例（昭和39年 3 月 条例第78号）の一部
を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び
第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は
太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）につ
いては、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分
を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(区有財産の管理及び処分の方法)</p> <p>第 2 条 区有財産の管理及び処分については、市有の財産の管理及び処分の例によりこれを行なうものとする。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第 2 編</u>第 5 章に規定された財務に関する事項については、規則で別の定めをすることができる。</p> <p>(財産区管理会の設置及び組織)</p>	<p>(区有財産の管理及び処分の方法)</p> <p>第 2 条 区有財産の管理及び処分については、市有の財産の管理及び処分の例によりこれを行なうものとする。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第 1 編</u>第 5 章に規定された財務に関する事項については、<u>市長は</u>、規則で別の定めをすることができる。</p> <p>(財産区管理会の設置及び組織)</p>

第4条 区有財産の管理及び処分に関し、必要があるときは、当該財産区に財産区管理会（以下「管理会」という。）を置くことができる。

2～4 [略]

（会議）

第9条 [略]

2 委員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件については、その議事に参与することができない。ただし、管理会の同意を得たときは、会議に出席し、発言することができる。

3 [略]

（会計監事）

第11条 管理会を置く財産区には、2人以上の会計監事（以下「監事」という。）を置くものとする。

2 前項の監事は、当該財産区の住民が、第5条に定める資格を有する者のうちから公正な方法により選出するものとする。

3 監事は、委員と兼ねることはできない。

4 監事は、毎年度の管理会の実施計画及びこの計画に関する書類に定める範囲内での区有金を監査するもの

第4条 区有財産の管理及び処分に関し、必要があるときは、市長は、当該財産区に財産区管理会（以下「管理会」という。）を置くことができる。

2～4 [略]

（会議）

第9条 [略]

2 会長及び委員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件については、その議事に参与することができない。ただし、管理会の同意を得たときは、会議に出席し、発言することができる。

3 [略]

とする。

(委員等の報酬及び費用弁償)

第12条 委員及び監事（以下「委員等」

という。）に支給する報酬の額は、年額42万円を超えない範囲内で市長が
管理会と協議して定める額とする。

2 委員等が公務のため旅行した場合

には、当該旅行に要する費用の弁償
(次項において「費用弁償」という。)

をすることができる。

3 前2項に定めるもののほか、委員

等の報酬及び費用弁償の支給につ
いては、特別職の職員で非常勤のもの
に準じて市長が管理会と協議して定
めるところによる。

第13条 [略]

第11条 [略]

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

理 由

財産区有財産の管理及び処分に係る財産区管理会の運用適正化に当たり、条例を改正する必要があるため。